

【 19 】

氏名	柴田光蔵
	しば た みつ ぞう
学位の種類	法学博士
学位記番号	論法博第23号
学位授与の日付	昭和44年9月24日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
学位論文題目	ローマ裁判制度研究 元首政時代を中心として

論文調査委員 (主査) 教授 上山安敏 教授 中田淳一 教授 平場安治

論文内容の要旨

本論文は、ローマ史上特異な時期と考えられる元首政時代を主として裁判制度の面から分析することによって、元首政の権力構造を解明しようとするものであり、序説と三部からなる。

序説において、元首政の本質を元老院と元首との間に截然と分割された支配であるとする、いわゆるモムゼンの「二員政理論」をめぐる諸学説を整理し、本論文もモムゼンの「二員政理論」の批判に立つという基本的姿勢を明らかにしている。

第一部は、歴史的先行段階としての共和政末期の刑事裁判を取扱っている。査問所の発展過程を史料によって追い、その構造を図式化し、査問所の刑事裁判における位置、共和政初期の民会訴訟手続ならびに元首政時代以降の特別審理手続と対比しながら、常設査問所手続の特質を述べている。常設査問所手続について従来の政務官ないし国家権力の担い手を中心とした刑事手続の流れとは別に民事手続に由来するというモムゼン理論を批判しつつ、その特質が、私人による訴追、私人審判人による事実認定、犯罪類型と刑罰の法定などにみられるように政治的要素をもっていることにあるとする。

第二部は、先ず第一章で元首政に関して、その概念をめぐる学説を紹介し、元首政成立の政治的諸事件を概観し、元首政を支える経済構造、社会諸階層、思想の時代背景をみた上で、アウグストゥスの権力掌握の過程を記述している。続く第二章で刑事裁判の中、一応合法的な刑事裁判権の担い手である常設査問所、事実上の刑事裁判権の担い手である元老院、刑事裁判作用を営む元首に焦点を当て、元首政初期の刑事裁判権の実態を制度とからみ合わせながら述べている。とくに共和政時代の正統の地位をもつ元老院と、元首政時代の異端の地位でしかない元首を対照と緊張の関係としてとらえ、異端の正統への浸透という権力の動態を背景に、この時代の刑事裁判制度の変遷を叙述している。さらに属州の裁判権に触れ属州での陪審裁判所の問題性を指摘している。第三章では、民事裁判をとり扱っている。先ずアウグストゥスと民事裁判との関連に言及し、当時の裁判制度は制度的に三つの訴訟手続が並存していた。すなわち民事訴訟に関するユリウス法によって若干の例外を除き廃止された法律訴訟手続、第二の類型である方式書

訴訟手続、それに萌芽的に認められる、第三の類型の特別審理手続である。共和政時代の裁判手続の主流を占めていた方式書訴訟手続は、既存の規範を適用する司法的な作用に関するだけで、規範を生み出し、法の進化に方向を与える立法的な作用はアウグストゥスに占められる。彼は民会立法を推進することによって、特別審理手続と呼ばれる直接的解決方法を用いて、また新しい法源として認められはじめた勅法によって、統一的な規範創造に参加する。このように司法的作用と立法的作用が交錯していることを述べ、さらに官吏によって担われた特別審理手続とともに次第に上訴制度が固まって来たことを指摘する。

第三部は、前五世紀にシシリー島のギリシヤ人植民地に生れ、哲学と交渉をもちながら理論的深化を経て、ヘレニズム文化の一翼としてローマに伝えられ、とくに査問所手続を内部から支えた弁論術に当てられている。第一章は、ヘレニウスの弁論書を、第二章は、キケローのウェッレス弁護論を、第三章は、キケローのカエリウス弁護論をそれぞれ紹介し、法廷弁論の実態を明らかにし、当時の弁論術と法学との交錯という観点から、弁論術に再評価を加えている。

論文審査の結果の要旨

ヨーロッパにおけるローマ法学は、バンデクテン法学として形成されて来た関係上、主として私法部門に研究の主力がおかれていた。わが国でもこの傾向を反映して、従来のローマ法学研究は、私法教義学に重点がおかれており、公法・刑法・訴訟法の分野で本格的に取り組んだ業績は乏しい。

しかし、私法を中心としたローマ法研究が深化するにつれ、私法教義学そのものが、実体法と訴訟法との関連といったように、訴訟法的解明を必要にしている現段階において、裁判制度を権力構造の中で見極めた本論文は、ローマ法学の新たな研究開拓にとって貴重な準備作業を提供している、といえる。またヨーロッパ古典古代文化の源泉の一つである弁論術に新たな照明をあてた本論文は、法廷技術としての法学に資するところが大きい。

しかしながら、本論文は、たんに法律学へのこれらの直接的寄与より以上に、ローマの元首政の解明にあって、最近のヨーロッパの歴史学界の諸学説を網羅・整理し、法制度と現実社会との動態を的確につかみ、しかも丹念な史料操作に基づいて実証を手堅く推し進めていることに高い学術的評価が与えられるべきである。

よって本論文は法学博士の学位論文として価値あるものと認める。